

平成30年12月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

● 民法の大改正  
その3 消滅時効

● 詐害行為取消権について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 57



エバー総合法律事務所

# 民法の大改正 その3 消滅時効

1 昨年民法の改正法が成立し、2020年4月1日より施行されます。この改正は大改正といわれるほど様々な点で改正がされ、実務へも大きく影響します。施行まではまだ期間がありますが、皆様にとって身近と思われる点について解説したいと思います。

Vol.54、Vol.55（バックナンバーはホームページで公開しています）では相続に関する改正を取り上げましたが（相続については一部施行されており、そのほかにも来年に施行予定の部分もあります）、事業者向けのコーナーでもVol51で保証に関する民法改正を掲載しました。今回は、債権法とあって、主に契約関係に関する分野から、消滅時効について紹介したいと思います。

## 2 消滅時効の意味と現行法制について

消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。債権とは、特定の人に対して請求できる権利のことです。例えば、物を売ったら売主は買主に対して売買代金を請求できる権利が発生しますが、売主は債権者であり売買代金請求権という債権を有することになります。

売主が長期間請求しないで放置すると、買主側はその売買に関する証拠などを紛失したり、内容が不明になりますので、長期間にわたって権利を放置した債権者は保護する必要はないとして、消滅時効の制度が設けられました。

改正前の民法、つまり現在適用されている民法では、大雑把に言えば、個人間の債権は10年（会社などの商人に関する債権は商法で5年）というルールがあり、さらに細かく1年や2年という短期の消滅時効期間のものもあります。例えば、飲食代は1年、医療費は3年、会社ではない個人の小売代金は2年などです。この短期の消滅時効について、現代において合理的か否かという議論があり、法人取引が増えている点からも適用法令で争われることもあります。そこで今回の改正では、分かりやすくするために短期消滅時効を廃止し整理しました。

## 3 改正内容について

(1) 基本的な消滅時効の考え方ですが、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間権利行使をしないとき」は時効によって消滅します。

①「権利を行使できる」ということ、と②そのことを「知った」ということが必要です。

①の権利行使可能とは、例えば売買の場合ですと

買主が支払時期に至っているなど、売主が請求できる状態にあるということです。②については不法行為（例えば交通事故のような契約関係のない人同士のトラブルの場合です）にもありましたが、債権の消滅時効でも明記されることになりました。この「知った」の程度ですが、権利行使が可能な程度に権利の発生及びその履行期の到来その他権利行使にとっての障害がなくなったことを債権者が知った時を意味するとされています。通常取引では①と②の時期がずれるということはあまりないと思いますが、取引によっては支払時期がなんらかの条件が付されている場合には、権利行使が可能かどうか債権者側で認識することが遅れてしまうということも生じます。

この②の要件について、知らないからといっていつまでも消滅時効が成立しないというのではやはり困りますので、この②の要件を満たさない場合には、①だけでも10年が経過したら消滅時効を認めるということになりました。つまり権利行使が可能になりましたら債権者が知ったか否かとは関係なく10年で時効消滅となります。

### (2) 短期消滅時効と商事消滅時効の廃止

前項の原則のために、5年より短かった短期消滅時効は廃止されます。また、会社など商人が取引相手の場合には5年を適用するという商事に関する消滅時効も廃止されました。これによって例えば、信用金庫などの場合、貸付先が法人か個人かで消滅時効の年数に差異がありましたがこの違いがなくなります。このように、これまでの消滅時効期間が異なってきますので、注意が必要です。

### (3) その他債権法以外の消滅時効について

債権法以外の点について触れますと、債権又は所有権以外の財産権についての消滅時効期間は、権利行使可能時より20年です。また、不法行為についてはこれまでと同様、損害及び加害者を知った時から3年間という点では同じですが、「人の生命又は身体を害する不法行為」については5年間と変更されました。

### (4) 最後に

消滅時効については「援用」といって、当事者が消滅時効を主張することを明確に意思表示をする必要があります。これは改正法でも変わりありません。お悩みの方はご相談ください。



# 詐害行為取消権について

1 詐害行為取消権（サガイコウイトリケシケン）とは、債務者が債権者を害するような法律行為、例えば唯一の財産を第三者へ売却し債権の弁済を困難にしてしまうなどの行為を行った場合、債権者がその行為の取消を求めることができる権利で、別名債権者取消権ともいいます。この点について昨年民法改正が成立し、名称を「詐害行為取消権」と明記しました。また、現在条文上取消の対象が「法律行為」とされていますが、対象を広げて「行為」とするなどの改正もされています。改正点については後記しますが、まず現在の制度の概要を説明します。

## 2 制度の活用場面について

この制度は、債権回収の点では非常に重要な制度であり、有効に活用されています。実際に多くのケースで見られる場合としては、資力が乏しい状況にあって債務者が自宅を第三者に売却して所有登記名義を移す場合があります。債権者にとって、債務者の唯一の財産であり回収資産としてあてにしていたにもかかわらず、債務者が第三者と共謀して、売却して金銭に代え、債権者からの追及を免れようとするのです。所有登記名義が移されると債権者からは追及方法がなくなり、後の祭りとならざるを得ません。これに対する武器として債権者に与えたのがこの制度です。この制度は、裁判で債務者と受益者（売却の場合ですと買受人になります）、あるいは転得者（受益者からの転売先）に対して売買契約の取消と所有権移転登記の抹消を求めることができます。もし取消が認められると、債務者所有名義に戻したところでその資産を差押ないしは仮差押ができます。

## 3 要件について

現行民法（判例も含めて）では、以下の要件が必要とされています。

① 債権者の債権（守られる債権という意味で「被保全債権」という言い方をします）は金銭を目的とする債権であることが必要です。ただし、特定物の引渡を求

める権利も、債務者の財産で担保されることが必要という意味で被保全債権として認められます。

- ② 被保全債権は詐害行為が行われる前に成立していることが必要です。被保全債権は守られる権利であることが前提なので、詐害行為のあとに発生した債権については保護する必要はないという考えに基づいています。なお、債権の弁済期が到来していることは必要ありません。
- ③ 債務者が、債権者を害する法律行為（詐害行為）を行うことが必要です。その行為によって債務者の資力がなくなり債権者を害することが前提なので、債務者の無資力も要件となっています。ちなみに無資力は行為時点だけでなく、取消を求める裁判の事実審の口頭弁論終結時にも同様であることが必要です。
- ④ 債務者には、債権者を害するという詐害の意思が必要です（もっとも判例では知っていることでよいとされています）。利益を受けた者（受益者、売買の場合には買主）や転得者が害するを知っていたことも必要とされますが、裁判では、受益者や転得者側で、害することを知らなかったことを立証するというルールになっています。

## 4 法改正について

この制度について判例が重ねられ、たとえば、既存の債務のために担保権を設定することや、時価相当額で売却することも詐害行為としての該当性が認められてきました。昨年の改正では（施行日は2020年）、これまでの判例法理を整理して特則として明文化されました。また、否認権という破産管財人の追及措置との整合性も意識して改正されています。

実務的な運用としては立証責任の転換など変更された点もありますが、大きな内容変更とはなっていません。今後も債権者の追及方法としては有益であると思います。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年12月18日(火)、12月27日(木)、平成31年1月8日(火)、平成31年1月16日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 料金 のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所 のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

## エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

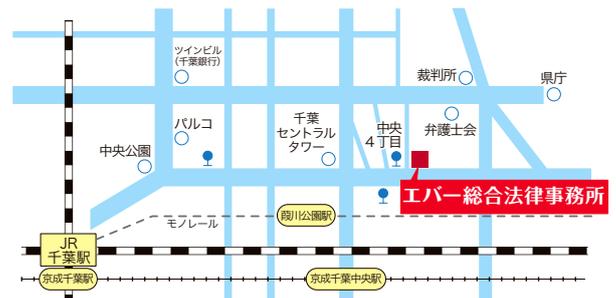
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。